

第25期宝塚市農業委員会

令和5年第6回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年12月20日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和5年第6回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)12月20日(水)14時00分～15時00分

2. 場 所 3-3会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

1番船岡知恵美

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡村美佑

10. 議 題

1 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

2 議案第13号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件

3 議案第14号 特定都市農地貸付(市民農園開設)承認申請の件

2 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第19号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和5年第6回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年12月20日

開会 午後2時00分

○林会長 第25期宝塚市農業委員会令和5年第6回総会を開催いたします。本日は船岡委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第6回総会は成立しております。本日の議事録署名人は12番の今里委員、13番の田中委員にお願いいたします。事務局長から諸般の報告をお願いします。

○事務局長 (諸般の報告)

○林会長 何か意見、質問等がありますか。特にないようですので、議案審議に移ります。議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1件目、申請人、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は山本丸橋(地番)、地目は畑、地積は19㎡。権利の種類は所有権です。調査書の説明をいたします。第2項第1号全部効率利用について、譲受人は既に申請地以外で営農しており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族等の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第2項2号農地所有適格法人以外の法人につきましても、個人であるため適用ございません。第2項3号信託も該当ございません。第2項4号農作業常時従事につきましても、農作業従事者が2名で、年間100日、200日従事されるということですので。第2項5号転貸につきましても、該当ございません。第2項6号地域調和につきましても、申請地は自家消費のカリンを栽培を現在もしており、現在の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。12月7日、事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員4名、推進委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の状況を確認しました。

2件目、申請人、譲受人は(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さん、(住所)、(氏名)さんの計5名。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は境野(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)。地目はすべて田、地積は12筆合計で7,542㎡。権利の種類は所有権。調査書の説明をいたします。第2項第1号全部効率利用につきましても、譲受人は個々で農地を所有、営農しており保有している農機具の能力、農作業に従事する状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2項2号農地所有適格法人以外の法人につきましても、該当ございません。第2項3号信託も該当ございません。第2

項第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。第2項5号転貸につきましても、該当ございません。第2項6号地域調和につきましては、本件の権利取得により周辺の農地の法律上の効率的かつ総合的な農地の利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、12月7日、事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員4名、推進委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、阪上照一委員。

○阪上照一委員 申請地自体は19㎡ということで、非常に農地としては細長い土地ですが、譲受人がちょうどこの申請地の東側のマンションを持っており、それで申請地自体も余り使い勝手がよくないとのことで売買の話が成立したらしいです。ただ、マンションとの間に水路がありまして、なかなか宅地としての売買はもう難しいということで、農地として所有したいという旨で申請が上がっております。現況もきれいに管理されていまして、特に問題はないと思います。

○林会長 2件目、福本委員。

○福本委員 ここは組合が解散するにあたり全てを売却したいという相手方の意向で、地元としてはすぐに買い手がなかなか見つからないため、代表者名義で地域が管理するという事です。今後、地域計画の中でまた農地の動かし方は考えるということで、地域として購入するという事になっております。そのため問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で何か意見、質問等がありますか。特にないので採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので許可することといたします。次に、議案第13号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第13号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の事業計画認定の決定の件。宝塚市長から都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

申請人は(住所)、(氏名)さん。所有者は(住所)、(氏名)さん。該当地は口谷東(地番)、地目は田、地積は502㎡。権利の種類は使用貸借。調査書の説明をいたします。第4条第3項第1号耕作事業内容として、借り受けた農地については主にバラの苗を育成されます。育成後ポッドに移植し、通信販売やインターネット販売や既存の卸先へ出荷予定です。具体的な事業内容につきまして、収穫物の残渣は農地に放置せず適切に処理いたします。また、除草は適時除草作業を実施いたします。地権者は、当該農地周縁部の除草や、農会・水利組合との衝突、水路の管理等を行い、この農地で営む農業について年間30日以上従事します。第4条第3項従事状況につきましては、年間従事予定日数は300日となっております。第4条第3項第3号農地の利用

状況につきまして、所有地はございませんが、所有地以外の農地として借入地で1,389㎡ございます。今回の農地も含め全体でバラを作付予定で、面積としては1,891㎡となります。農作業経験は1年、農業技術修学歴は2年、臨時雇用労働力は1名、圃場までの距離は10分です。第4条第3項第2号周辺地域との関係につきましては、借り受ける農地は近隣住宅地に配慮した農薬の使用を適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行います。第4条第3項第5号地域との役割分担につきましては、農道、水路、ため池等の共同利用施設を利用する際には、地域及び借り受ける農地を管轄する農会の取決めを遵守します。第4条第3項第6号法人の従事状況につきまして役職及び氏名は(氏名)さん、法人の事業期間は22年と1か月です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 (氏名)に説明いただきましたが、今までは(地名)で作られていたようですが、今回は口谷で借受けしてバラを栽培したいという申し出でした。YouTubeを通じてバラの説明や育て方など、いろいろなことを情報発信されてるみたいで、売買のほうもネット販売とか今ふうの販売方法をいろいろ駆使しながら非常に熱心にやっておられる方やと思いますので、特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で他に何か意見、質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の件について、認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので認定することといたします。次に、議案第14号、特定都市農地貸付（市民農園開設）承認申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議題第14号 特定都市農地貸付（市民農園開設）承認申請の件。別紙のとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定都市農地貸付について承認申請がありましたので、御審議願います。

申請者は(住所)、(氏名)。農地貸付者は(住所)、(氏名)さん。申請地は山本南(地番)、地目は田、地積は412㎡、24区画で1区画約12㎡です。貸付条件は1年間で、募集内容は特にございませぬ。賃借料は月額6,050円。借受者の行為制限は建物及び工作物の設置、営利を目的とする作物栽培、貸付農地の転貸、野焼き行為等。権利の種類は賃借権。

○林会長 地区の農業委員の意見をお伺いします。金岡委員。

○金岡委員 月に1回から2回巡回しておりますが、ずっと借りておられますんで、何ら問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で他に何か意見、質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。特定都市農地貸付（市民農園開設）承認申請の件について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので承認することといたします。続いて、報告事項に移ります。報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は鹿塩(地番)、地目は田、地積は215㎡。転用目的は露天駐車場8台分で、造成期間は令和6年2月1日から31日間、建設期間は令和6年3月1日から31日間。権利の種類としては所有権。

2件目、譲受人は(住所)、(氏名)さん。譲渡人は(住所)、(氏名)さん。該当地は口谷西(地番)、地目は畑、地積は1,014㎡。転用目的は戸建分譲住宅7区画。造成期間は令和6年7月1日から120日間、建設期間は令和6年11月1日から期間は未定です。権利の種類は所有権。

○林会長 確認委員の意見をお伺いします。1件目、平塚委員。

○平塚委員 この土地は、向かい側に田畑が残っているだけで、それ以外は全て宅地になっておりますので、問題ないと思います。

○林会長 2件目、阪上照一委員。

○阪上照一委員 申請地ですが、三方がもう住宅に囲まれていまして、特に問題ないと思います。

○林会長 本件に対しまして、農業委員、推進委員で何か意見、質問はありますか。特にないようですので、続いて報告第19号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第19号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年11月13日から令和5年11月7日。該当地は山本南(地番)、(地番)、山本丸橋(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、口谷東(地番)、(地番)の合計9筆です。面積は合計で4,899㎡、証明年月日は令和5年11月7日。

2件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年8月18日から令和5年11月14日。該当地は山本野里(地番)。面積は1,322㎡で、証明年月日は令和5年11月14日。

3件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年11月7日から令和5年11月16日。該当地は山本東(地番)、口谷西(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)、(地番)の合計7筆。面積は合計で4,312㎡。証明年月日は令和5年11月16日。

4件目、申請人は(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和2年11月7日から

令和5年11月16日。該当地は、口谷西(地番)、(地番)、(地番)の合計3筆。面積は合計で2,701㎡。証明年月日は令和5年11月16日。

○林会長 本件に対しまして、農業委員、推進委員で何か意見はありますか。特にないようですので、以上で本日の議案3件、報告2件について審議等は終了いたしました。これをもちまして、令和5年第6回総会は閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五 郎

12番 今 里 宏

13番 田 中 宏 明